秋田県アルコール健康障害対策推進計画の概要について

健康づくり推進課

計画の趣旨

〇酒類は、私たちの生活に豊かさと潤いを与えるものであるとともに、酒類に関する伝統と文化が私たちの生活に深く浸透している。
〇一方で、不適切な飲酒は、がんやアルコール依存症、胎児性アルコール症候群などアルコール健康障害の原因となり、アルコール健康障害は、本人の健康の問題だけでなく、家族への暴力や虐待などの深刻な影響や、家族自身のうつなどの健康問題、飲酒運転などの社会問題を生じさせる危険性がある。
〇県では、県民の死亡割合が高い生活習慣病を減少し、健康寿命日本一を実現するため、行政機関、医療機関、教育機関、酒類関係事業者、アルコール関連問題に取り組む民間団体等との連携により、アルコール健康障害対策を総合的、かつ計画的に推進し、健康的にお酒と付き合える社会の構築に向けて、本計画を策定する。

計画の性格

基本法第14条第1項の規定による都道府県計画

※アルコール健康障害対策基本法
第14条第1項
都道府県は、アルコール健康障害対策基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即したアルコール健康障害対策の推進に関する計画を策定するよう努める。

計画の期間

平成31～34年度（４年間）

※国の第2期アルコール健康障害対策基本計画の策定（平成33年度）に対応し、必要により計画の見直しを検討する。

本県の現状

1　酒類販売（消費）数量(※1)
・成人一人当たりの清酒販売（消費）数量　9.0ﾘｯﾄﾙ (全国2位/減少傾向)
・一人当たり総アルコール販売（消費）数量　92.5ﾘｯﾄﾙ (全国5位/横ばい)
（平成28年度酒のしおり／国税庁）

2　飲酒の習慣
・生活習慣病の発症リスクを高める量(※2)を飲酒している人の割合
男性19.2%,　女性10.1%(全国男性14.7%, 女性8.6%)
（県：平成30年度健康づくりに関する調査 ／健康づくり推進課）
（全国：平成29年国民健康・栄養調査／厚生労働省）
・妊婦の飲酒の割合　3.9% (全国1.3%)
（平成28年度「健やか親子21(第2次)」の指標に基づく母子保健事業の実施状況調査／保健・疾病対策課）

3　アルコール健康障害
・外来の推計肝疾患患者数　0.2千人(全国32.6千人)
※アルコール以外の要因も含む。
（平成26年患者調査／厚生労働省）
・アルコール依存症患者割合 (人口10万人対)
外来68.3,　入院26.2(全国 外来65.7, 入院20.2)
（平成28年度NDB／厚生労働省）

4　社会的影響
・飲酒運転取締件数　年間259件(減少傾向)
（平成29年度秋田県警察本部調べ）
・泥酔・酩酊による保護件数　年間683件(増加傾向)
（平成29年度警察庁調べ）
・女性相談所へのDVに関する相談件数　年間606件(減少傾向)
・児童相談所への児童虐待の相談件数　年間502件(増加傾向)
（平成29年度地域・家庭福祉課調べ）
・自殺者数　年間245人(減少傾向)
※DV、児童虐待及び自殺については、アルコール以外の原因を含む。
（平成29年度警察庁調べ）

※1 小売業者が秋田県において販売した清酒、アルコール量
※2 一日平均の飲酒量日本酒換算で男性2合以上、女性1合以上

基本理念

① アルコール健康障害の発生、進行及び再発の各段階に応じた防止対策を適切に実施
② アルコール健康障害を有し、又は有していた者とその家族が日常及び社会生活を円滑に営むことができるよう支援
③ アルコール健康障害に関して生じる飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に 関連する施策と有機的な連携が図られるよう配慮

基本的な方向性

① 正しい知識の普及及び不適切な飲酒を防止する社会づくり
② 誰もが相談できる相談場所と、必要な支援につなげる相談支援体制づくり
③ 専門的医療の提供と連携の促進
④ アルコール依存症者が円滑に回復、社会復帰するための社会づくり

重点目標

〇飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、将来にわたるアルコール健康障害の発生を予防

目標（指標）	現状値	目標値（平成34年度）
生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合	（平成30年度） 男性 19.2% 女性 10.1%	男性 13.0% 女性 6.4%
未成年者がお酒を飲むことは害があると思う者の割合	※（平成26年度） 中学3年生 91.4% 高校3年生 84.7%	100%
妊婦の飲酒者	（平成28年度） 3.9%	0%

※参考値：お酒を飲むことを悪いことだと思う者の割合（平成26年度健康推進課調査）

〇アルコール健康障害に関する相談から治療、回復支援に至る切れ目ない支援体制を整備

目標（指標）	現状値	目標値（平成34年度）
依存症の相談拠点数	0か所	1か所以上
専門医療機関数	0か所	1か所以上

※相談拠点：　専門の相談員により民間団体を含む関係機関と十分に連携しながら依存症に関する相談対応や家族支援等を実施する施設
※専門医療機関：専門治療プログラムの実施、専門研修受講者の配置などの要件を充たした機関

主な取組施策

発生予防／進行予防／再発予防

〇学校教育や妊婦健診、母親学級でのアルコール健康障害に関する普及啓発
〇特定健診での「あなたの飲み方大丈夫（仮称）」カードの配布や、飲酒習慣スクリーニングテストによる飲酒習慣の改善の意識付けや、特定保健指導での減酒支援
〇依存症に関する精神保健福祉センターや保健所を中心とした相談体制の整備
〇適切な医療を提供できる医療機関の整備に向けた協議
〇地域における医療機関や自助グループの連携の推進

【人材育成】
〇市町村、検診機関の職員を対象に早期発見・早期介入に向けた研修の実施
〇保健所、精神保健福祉センターの職員を対象に相談機能の強化に向けた各種研修への派遣等